

介護保険の仕組み

介護が必要になったら

まず申請して「介護認定」を受けます

介護サービスを受けるための手続き

保険証を持参すればいつでも医師の診察を受けられる医療保険とはちがひ、介護保険では、介護サービスを受けるのに一連の手続きが必要になります。と申しますのは、どれくらいの介護サービスや支援が必要なのか、あらかじめ介護の度合いの認定(判定)を受けなければならぬことになっているからです。今号では、介護サービスを受けるための手続きを順を追ってご説明します。

① 介護サービスを受けるには まず「申請」

介護または支援が必要という認定を受けるために「申請」が必要になります。

この申請は、本人のほか家族でもでき、役場の介護保険担当課で受け付けます。申請手続きの代行機関もできる予定です。

② 訪問調査が行われます

申請書が提出されますと、これに基づき、介護の専門職員による訪問調査が行われます。ご本人の心身の状態などを全国共通の調査表によって調査します。また、か



かりつけ医の意見も聴くことになっています。

③ 介護認定審査会で審査・判定

調査結果とかかりつけ医の意見を基に「介護認定審査会」で、どれくらいの介護や支援が必要なのか、その度合いについて審査・判定が行われます。

判定は、介護保険によるサービスに該当しないときは「自立」として、該当する場合は「要支援」「要介護1〜5」の6段階で行われます。そして、この判定(段階)によって月々受けられる介護サービス費用の「限度額」が決まるわけです。介護の度合いは、いつも同じとは限りません。一定の期間ごとに見直しをすることになります。

④ 介護サービスを受ける

保険による必要な介護の度合いが決まれば、その範囲内で介護サ

ービスを受けることができます。

しかし、どんなサービスがあつてどう組み合わせるのがよいか、つまり、「介護サービス計画」をどう作ればいいのか、よくわからないこともあるでしょう。そんなときは、専門職員が本人や家族の意向を伺いながら計画を作っていきます。そして、本人・家族など、関係者が納得したうえでサービス提供が始まります。

⑤ 緊急にサービスを受けたいとき

申請してから審査・判定までに約30日かかります。緊急のときは、申請の日からとりあえず必要な介護サービスを利用できますが、この場合、自分で介護費用をいったん立て替え、審査・判定が行われたあとで、介護保険から払い戻し(精算)を受けるようになります。次回は、介護サービスの種類と選び方についてお知らせします。(保健福祉課)

“地域のコミュニティ活動の拠点”

集会施設の整備が全て完了



屋形荒場集会所の完成をもって集会施設整備が全て完了

町では、各地域のコミュニティ活動の拠点となる共同利用施設や集会所の建設を計画的に進めており、共同利用施設については、すでに15施設の建設が完了。集会所についても、建設計画をしていた29施設のうち、昨年度までに28施設を建設しました。

今年度は「屋形荒場集会所」の建設を進めていましたが、この施設がこのほど完成し、これをもって各地区の集会施設整備が全て完了しました。

地域のみなさんの学習の場や集会所の場、憩いの場としてご利用ください。